

令和8(2026)年度 愛知県立津島高等学校 教育実習について

1 基本方針

- (1) 教育実習を希望する者は、教員希望者に限る。
- (2) 附属高等学校を設置している大学は当該校で、その他の大学は協力校で実習することを原則とする。
- (3) 実習を承認した後においても、実習生としてふさわしくない行為があれば、これを取り消すことがある。
- (4) 所定の申込手続や期日を厳守する。

2 本校における教育実習の受入れについて

- (1) 教育実習生は最高学年とする。
- (2) 実習の教科・科目は教育実習生の専攻分野と関連のあるものとする。
- (3) 令和7(2025)年度の教育実習期間は以下のとおりである
 - ア 3週間
令和7年6月16日(月)から令和7年7月4日(金)
 - イ 2週間
令和7年6月23日(月)から令和7年7月4日(金)
- (4) 令和8(2026)年度の実施期間については同時期とするが、学校行事等の都合により変更もありうる。

3 教育実習の申込み手続について

- (1) 教育実習願をプリントアウトする。必要事項を記入する。
- (2) 令和7年6月20日(金)までに、教育実習願、大学から高等学校に提出する書類を持参して、本校に教育実習の申込みに来る。
- (3) 申込みに来る前に、本校の教育実習担当者(藤川)に電話をし、来校する日時を決める。

4 受入れの可否について

- (1) 申込数が受入れ可能数を上回った場合、7月下旬に該当者に連絡し、抽選を行います。
- (2) 受入の可否は、8月に申込者に、9月に在籍大学に連絡します。
- (3) 学校行事の変更により、受入れの可否や実習期間等が変わることもありますので、ご了承ください。